

仙北市立西明寺小学校 いじめ防止基本方針

(2015/1改訂)

1 いじめの定義といじめ防止のための基本方針

<いじめ防止対策推進法 第2条より>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。また、いじめを行った児童についても心身の成長及び人格の形成を歪んだものにする可能性を含んでいる。

本校においても、「いじめはどの学校・学級でも、だれでも、いつでも起こりうる」「いじめのきっかけは、学校内外を問わずどこにでもありうる」「いじめは、どんなことがあっても絶対許されない行為である」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送ることのできる教育環境の実現をめざしていく。

また、すべての児童を対象として、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に、組織をあげて取り組むために、「仙北市立西明寺小学校いじめ防止基本方針」を定めるものとする。

2 いじめ防止対策のための校内組織

(1) 生徒指導特別委員会

いじめ防止等の対策のために、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、当該学級担任等で構成する生徒指導特別委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。また、事案によっては、広域カウンセラー、SSW、市のカウンセラーを要請することもある。

(2) 児童を語る会

全教員が参加し、配慮を要する児童、最近気になる児童について、情報交換及び指導に関する共通理解を図る会として設置し、前期・後期各2回開催する。

(3) 教育相談担当

主に保護者、学級担任等の不安や悩みに対して、問題の初期対応を図る窓口として設置し、適切なアドバイスをすることを目的とする。内容に応じて、教務主任、生徒指導主事、養護教諭が担当する。また、県及び市のスクールカウンセラー等の活用を必要とする場合においては、教頭がこれにあたる。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営・教科指導の充実

- 児童一人一人が信頼関係を築き、所属感を高める学級経営をする。
- 学級活動を充実させ、学級づくりへの参画意識を持たせる。
- 教育相談等を通して児童理解に努め、児童の変化を見逃さない観察力を養う。
- わかる・できる授業の実践を積み重ね、成就感や達成感がもてる授業改善を図る。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の時間の指導を通して、児童の自己有用感・自己肯定感を高める。
- すべての教育活動において道徳教育を実践し、生命尊重、人権尊重、思いやりの心などを育てる。

(3) ふるさと教育・キャリア教育をベースとした体験的活動の充実

- 明るく楽しい学校生活を送るための自主的、実践的な児童会活動を充実させる。
- 学年の枠を超えて望ましい人間関係を築く縦割り活動や学校行事を充実させる。
- 学校、学区を飛び出した豊かな体験活動を設定し、多くの人との交流を通して、人と関わる力を養う。

(4) 情報モラル教育の充実

- インターネットや情報端末、ゲーム等における危険性をしっかりと理解させる。
- ネットへの誹謗中傷や悪口の書き込みもいじめであることの認識をさせる。

(5) 教職員の資質向上と関係機関との連携

- いじめに関わる研修の充実を図る。(外部研修等の情報共有)
- 市教委や各学校・園との情報共有をし、関係機関との連携を強化する。

4 いじめ早期発見のための取組

- (1) 学校における日常観察
 - 朝の会、健康観察、帰りの会等で、児童の様子を観察する。
 - 児童の変化について、必要に応じて専科教員や養護教諭との情報交換を行う。
- (2) 教育相談(児童と担任)週間の設定(6月・11月)
 - 児童の悩み、困りごとの有無を把握し、適切なアドバイスや指導を行う。
- 学級内のいじめに関する情報等を聞き取る。
- (3) いじめアンケートの実施(年2回)
 - 教育相談期間とずらしてアンケートを実施し、いじめに関する情報を収集する。

5 家庭・地域への啓蒙と協力依頼

- いじめ防止基本方針を公表し、家庭や地域の役割について理解してもらう。
- 情報モラルへの関心を高め、家庭における指導や約束について考えてもらう。
- 家庭や地域に以下の5項目について協力依頼する。

- ①いじめの疑いや兆候のある場合(目撃を含む)は、学校に情報提供する。
- ②よくない行為を目撃したら、地域の子どもとして毅然としかる。
- ③自分の子どもに対して、しつけや指導を逸脱するような言動は慎む。
- ④自分の子どもに、ほかの子どもの悪口を聞かせない。
- ⑤第三者の前で、ほかの子どもの悪口、人格を否定するような言動は絶対にしない。

6 いじめ発生における早期対応

- (1) いじめの疑いがある場合、あるいはいじめに関する相談・報告を受けた場合は、管理職に報告するとともに、速やかに事実関係を確認し、事実の共有を図る。
- (2) いじめを確認した場合は、生徒指導特別委員会において対応を協議し、その方針に従って再発防止に努めるとともに、いじめを受けた児童及び保護者に対する教育的支援と、いじめを行った児童及び保護者への指導・助言を継続的に実施する。
- (3) いじめを受けた児童が安心して教育が受けられるように、保護者と連携を図りながら必要な対策を講ずる。必要に応じて、関係機関からの協力を得る。
- (4) 上記の一連の経緯を市教委に報告し、助言をもらう。

7 重大事態の定義とその対応

<いじめ防止対策推進法 第28条より>

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

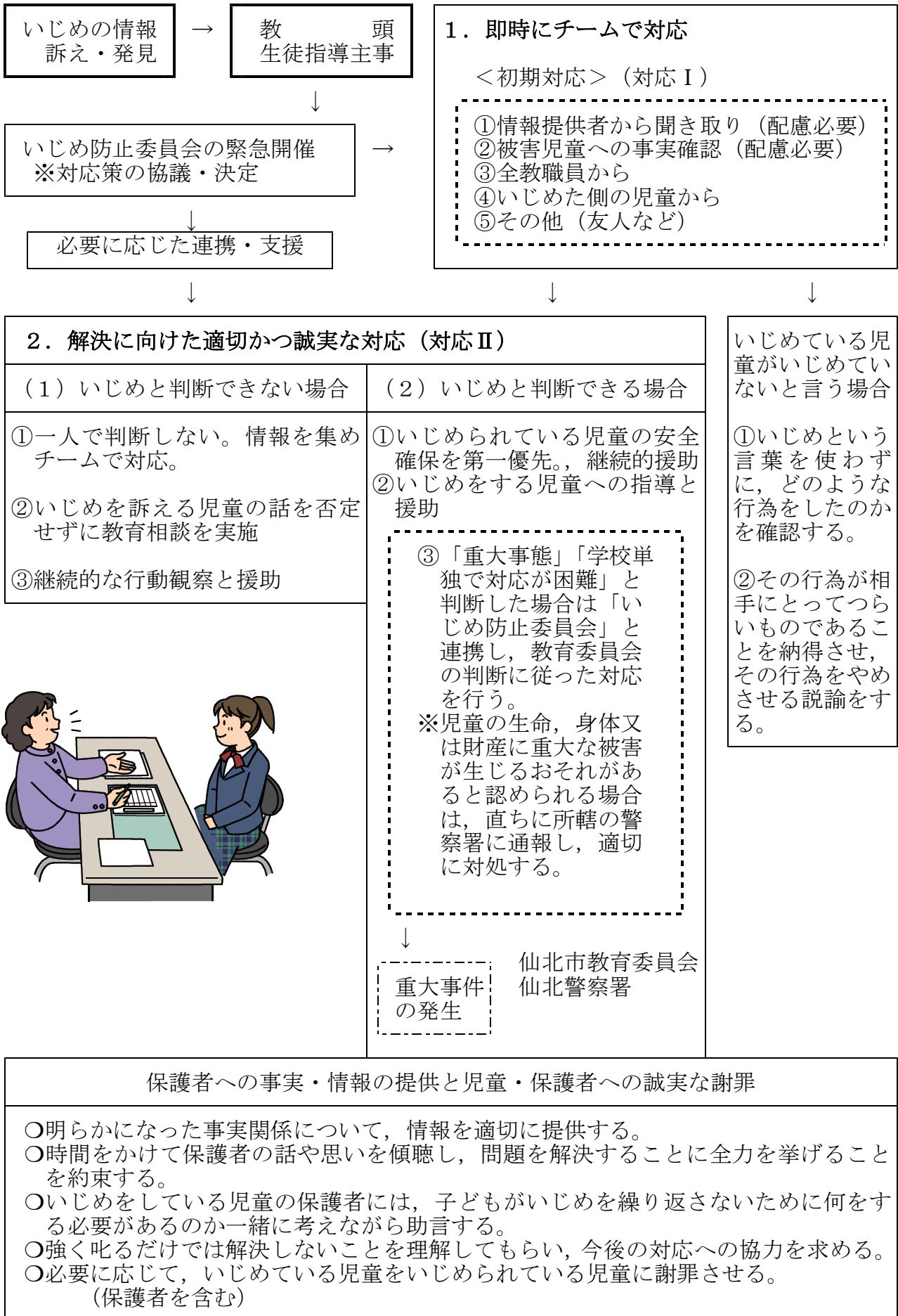
(※相当の期間とは、年間30日を目安とするが、個別のケースにより判断する。)

- (1) 重大事態を確認した場合、速やかに市教委に報告し、その指示を仰ぐ。
- (2) 市教委と協議の上、当該事案に対応する組織を設置する。
- (3) 上記組織が中心となり事実関係を詳細に把握する。関係機関との連携を図り、相互の情報共有を適切に行うとともに、その経緯について記録する。
- (4) 内容が犯罪と認識できる重大な事案は、市教委に報告の上、所轄の警察署に通報し、速やかに必要な対応をする。
- (5) いじめを受けた児童への十分なケアを行うとともに、保護者に対して事実関係を含む必要な情報を適宜提供する。

いじめ対策年間指導計画

指導等の内容			
月	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止基本方針についての検討【生徒指導部】 ○いじめ対策に関わる共通理解【職員会議】 ○児童に関する情報交換【職員会議】 ○生徒指導部だより「あつたかさサポート」発行 ○教育相談カードの活用【毎月下旬】 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級開き・学級ルールづくり【学級活動】 ○児童会出発式 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策についての説明・啓発【PTA総会・学年懇談会】 ○春の交通安全指導 ○親子レクの企画(各学年毎に期日を決めて実施)
5	<ul style="list-style-type: none"> ○幼小連携協議会 ○児童を語る会 ○いじめアンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通した人間関係づくり【運動会】 ○縦割り清掃活動 ○あいさつ運動【通年】 	<ul style="list-style-type: none"> ○運動会協力 ○家庭訪問・地域訪問
6	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談期間(全員) ○学校評議員会① 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通した人間関係づくり【人権の花集会・花植え】【修学旅行(6年)】 ○中学校壮行会への参加(6年生) 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ○夏休み生活指導 ○民生児童委員と語る会 ○生徒指導部だより「あつたかさサポート」発行 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通した人間関係づくり【宿泊学習(5年)】 ○縦割り交流活動【七夕集会】 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA学校参観日 ○保護者面談 ○危険箇所点検
8	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談期間(全員) ○お祭り生活指導 ○児童を語る会 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の行事に参加【戸沢氏祭り】 ○行事を通した人間関係づくり【学習発表会】 	<ul style="list-style-type: none"> ○秋の交通安全指導
9			
10	<ul style="list-style-type: none"> ○秋休み生活指導 ○生徒指導部だより「あつたかさサポート」発行 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通した人間関係づくり【マラソン・なべっこ】 ○行事を通した人間関係づくり【チューリップ球根植え(1、5年、園児)】 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ○児童を語る会 ○いじめアンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通した人間関係づくり【学習発表会】 ○縦割り交流活動【図書集会】 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域学校協働活動「熟議」
12	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価の実施 ○冬休み生活指導 ○生徒指導部だより「あつたかさサポート」発行 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価の実施 ○PTA学校参観日、情報モラル研修 ○保護者面談【希望者】
1			<ul style="list-style-type: none"> ○危険箇所点検 ○スキー教室協力
2	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評議員委員会② ○幼小中連絡協議会 ○児童を語る会 ○教育相談期間(全員) 	<ul style="list-style-type: none"> ○西中体験入学(6年) ○新入生1日入学(1、5年) ○縦割り交流活動【ウインターフェスティバル】 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA学校参観日(学校評価について)【PTA全体会・学年懇談】 ○地域学校協働活動「熟議」 ○入学説明会 ○スキー教室協力
3	<ul style="list-style-type: none"> ○小中連携協議会 ○幼小連携協議会 ○春休み生活指導 ○生徒指導部だより「あつたかさサポート」発行 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通した人間関係づくり【6年生を送る会】【卒業式】 	

西明寺小学校のいじめ事案への対応フロー図（いじめ事案に対する対応・解決の手順）





いじめに対して具体的な目に見える指導と援助の継続的实践

- ①目に見える指導・加害児童の別室指導・全校，学年，学級児童への説明や指導
- ②いじめを繰り返さない，繰り返させないための指導
- ③役割分担による校内巡回（その他必要なことは継続的に行う）



3. トラブルから学ぶく生徒指導における危機管理意識をもって確実に>

危機管理の心構え「さしすせそ」

- ㊦ さいあくを想定する ㊦ 慎重に対応する ㊦ 素早く対処する
- ㊦ 誠意をもって対応する ㊦ 組織の一員として対処する

※いじめ対応後の危機管理として

- いじめられた児童への配慮
- 加害保護者とのトラブル
- いじめ再発 等